

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

イラン、米 新大統領体制 における イラン核問題

交渉に新局面まだ作れず 「大量破壊兵器のない中東」 への視点が不可欠

米国による「対話と協調」路線へのシフトは、イラン核開発問題をめぐる外交交渉にも影響を与えている。新たなウラン濃縮施設の所在が発覚したイランに対し、安保理5核兵器国にドイツを加えた6か国(P5+1)は、イラン国内で生産された低濃縮ウランの国外搬出・加工という新提案をもって制裁強化を当面回避する選択を行った。しかし国内の抵抗を抱えるイランは提案の受け入れを事実拒否しており、予断を許さない状況が続いている。

新ウラン濃縮施設の発覚

検証を通じて核疑惑を払拭できるよう、過去4回にわたって採択された安保理決議¹は、核兵器計画との関連が疑われるウラン濃縮関連活動、重水関連計画の一時停止をイランに求めてきた。しかしイランは、これらの決議が「平和目的」の核利用を制約するものであると反発し、国際原子力機関(IAEA)との協力関係を一定維持しつつも、要求を拒否する姿勢を続けている。8月28日に出されたエルバラダイIAEA事務局長による報告(GOV/2009/55)²は、申告済みの核物質が引き続き軍事転用されていないと明記しつつも、新たな遠心分離機の設置など、イランによる濃縮・重水関連活動が継続、拡大されていると警鐘を鳴らした。

こうしたなか、イランに対する国際社会の風当たりを一層強くしたのが、ナタンツに続き同国で2番目となるウラン濃縮施設が建設中との情報であった。その詳細は、9月25日、G20金融サミット開催中の米ピッツバーグで共同会見に臨んだ米英仏3か国の首脳発言で初めて公にされた³。ドイツを加えた4か国を代表して発言したオバマ大統領は、その前日に3か国が国際原子力機関(IAEA)に対し、イランが同国の聖地コム近郊の軍事施設において秘密裏に建設してきた新施設に関する「詳細な証拠」を提出したことを明らかにし、「この憂慮すべき情報についてIAEAが速やかに調査し、理事会に報告することを期待する」と述べた。さらに大統領は、イランが「すべての国が従うべきルールを破っている」と断じた上で、同国が安保理決議とIAEAの要求を遵守し、明確な行動によって国際的責任を果たす

よう訴えた。続いて発言した英仏首脳からは、「もし12月までにイラン指導者に抜本的变化がなければ、制裁が実施されるだろう」(サルコジ大統領)、「さらなる、より厳しい制裁を実施する用意がある」(ブラウン首相)との厳しい言葉が続いた。

これに先立つ9月21日、イランはIAEAへの書簡で、「建設中の新たな試験的濃縮施設」の存在を通告していた。しかし場所や規模に関する詳細な説明はなく、米政府作成のドラフト・ペーパーとして科学国際安全保障研究所(ISIS)が公表した2つの背景文書⁴によれば、その内容が不十分であったことが米英仏を情報開示に踏み切らせたという。米国は次のような情報を公開している。

●米国の情報機関は、同盟国との協力の下、数年にわたってこの施設を注意深く監視・分析してきた。しか

今号の内容

イラン核問題と中東での公正原則

情報公開：沖縄「射爆場火災」の実態

<資料>米軍管理基準/火災条件別・弾種類別火災件数

仏元高官4氏が「核軍縮」声明

<資料>声明全訳

(連載)被爆地の一角から(42)

「被爆地でオリンピック」は再考を 土山秀夫

12月1日号は休みます。次は12月15日合併号です。

しウラン濃縮施設であるとの「高い確信」を得たのは今年の初めになってである。

- 新施設はコム市近郊のイスラム革命防衛軍基地地下のトンネル複合体に位置している。

- 新施設は約3000基の遠心分離機を収容できる。イランは現在も補助施設の建設を進めており、ウラン濃縮が可能となるのは早くても2010年である。

- 新施設は原子力発電に用いる低濃縮ウランの製造用としては小規模すぎる。商業規模のナタンツ濃縮施設は遠心分離機54,000基を収容可能である。新施設は、遠心分離機の調査研究、あるいは兵器級ウランの製造に適している。年間あたり核爆弾約一個相当の高濃縮ウランを生産することが可能である。

注意すべきは、新施設が民生利用目的には適さない、と指摘しながらも、米国がイランは核兵器製造に踏み切ったと結論付けているわけではないという点である。米情報機関の総合的見解としてイラン核計画を評価した07年の「国家情報評価」(NIE)⁵との関係において、米国は、新施設が存在がNIEで述べられた内容と「矛盾するものではない」とし、「引き続きイランが核兵器計画を03年に中止したと評価している」との見解を示している⁶。

義務違反は存在しない:イラン政府

明らかになった新施設について、イランはそれが完全に合法的なものとの主張を崩していない。今回の事態がIAEAとのあいだで結ばれた保障措置協定(INFCIRC/214)に基づく通告義務違反であるとの批判に対し、イラン政府はその遵守を主張して真っ向から対立している。解釈の争点となっているのが、設計情報の早期提供に関する修正版の補助取極(「修正コード3.1」)である。03年2月にイランがIAEAとの交換書簡をもって受諾した「修正コード3.1」は、新規施設の建設決定後速やかにその設計情報をIAEAに通告することを各国に義務付けている。しかし、07年3月29日、イランはその実施停止を一方的にIAEAに通告し、「施設が核物質を最初に搬入する180日前までに設計情報を通告する」とした1976年の旧コードに戻すとした。この背景には、直前に採択された国連安保理決議1747の存在がある。イランからの武器輸入禁止やイランへの特別通常兵器の輸出といった、核開発とは直接関係のない行為にまで制裁の対象を拡大した安保理決議の採択は、ブッシュ政権下の米国を筆頭に国際社会に対するイランの強い不信と反発を生んでいた。

「修正コード3.1」にもはや縛られていない、との主張を根拠に、アフマディネジャド大統領は、「我々はこれ(通告)を18か月前に行った。これは賞賛されこそすれ、非難されるべきものではない」と語っている⁷。しかしIAEAはこの一方的通告が無効であり、イランは引き続き修正コード3.1下の義務を負っているとの主張をしている。一方的廃棄の根拠としてイランは同国議会の未批准を挙げているが⁸、同国が過去に行ってきた補助取極の改訂においても議会は批准していない。また、米情報機関によれば新施設の着工は07年3月前であり、これが正しければ修正コードの一方的破棄をイランが通告するより以前となる⁹。

なお、ISISの最新の分析は、濃縮施設の建設開始を06年1月から07年6月までの間と推定している¹⁰。

P5+1とイランの新合意

国際的緊張の高まるなか、10月1日、ジュネーブで「P5+1」(5核兵器国とドイツ)とイランの会合が行われた。米国による「P5+1」(あるいは「E3+3」)の枠組みへの全面的参加は初である。オバマ大統領は演説で「P5+1は一枚岩である。そして我々には核不拡散と軍縮をあらためて誓約した国際社会がついている」と述べ、9月24日に行われた安保理会合の成果に暗に言及しつつ、対イラン外交における国際協調重視の姿勢を強調した¹¹。

協議は2つの重要な成果をもたらした。一つは、イランが新濃縮施設へのIAEA査察受け入れを表明したこと、もう一つはイラン国内で生産された低濃縮ウランを国外に搬出して核燃料に加工し、医療用アイソトープの生産用としてテヘラン研究炉(TRR)に供給するという核燃料供給計画に各国が基本合意したことである。

計画によれば、イラン保有量の約75%、すなわち約1200kgの低濃縮ウランが年末までにロシアに搬出され、19.75%まで濃縮された後にフランスで燃料に加工される。TRRは1993年来、アルゼンチンが供給する燃料で運転されていたが、今年8月、アルゼンチン国内でのテロ容疑がかけられているバヒディ氏がイラン国防相に任命されたことをきっかけに両国関係は冷え込んだ。これを受けて、TRRは1年から1年半後に燃料切れを迎えるとされている。イランのソルタニエIAEA大使は10月21日のインタビューで、IAEA事務局長に送った6月2日付書簡の中で研究炉への燃料供給支援を求めたことを明らかにしている。

国外搬出案のもたらしうる「効果」としては、イランが保有する低濃縮ウラン備蓄量を大幅削減することにより、軍事転用のリスクを当面のあいだ回避するとともに、イランの核兵器開発能力を比較的短時間に低下させるということが挙げられる。しかし、目指すところがそれに留まらないことを「P5+1」は繰り返し説明してきた。「イランと国際社会の完全な正常化への道をひらく」(エルバラダイ事務局長)の言葉に象徴されるように、今回の提案は、新濃縮施設の発覚がもたらした喫緊の緊張関係を緩和させ、信頼関係の構築に向けた時間的猶予を与えるということが主眼である。オバマ大統領は今回の合意を「建設的な始まり」と高く評価するとともに、イランに透明性と信頼性の回復にむけた「建設的行動」を求めた。

イラン国内の力学

10月19日から21日にかけて、10月1日合意の技術的詳細を検討するための会議がIAEA主催のもと、ウィーンで開催された。参加したのはイラン、米国、ロシア、フランスの4か国である。最終日、エルバラダイ事務局長は23日を回答期限とする合意案を参加各国に配付した。

これにすぐさま賛同を示した米ロ仏に対し、イランは23日になっても態度を明確にせず、回答期限の延期を求めた。この背景には、今年6月の大統領選から続くイラン国内の不安定な政治状況がある。大統領選において圧勝したと伝えられる保守強硬派のアフマディネジャド大統領であるが、その国内支持基盤は揺らいでいる。対抗する改革派有力者からの反発だけではなく、前最高安全保障委員会事務局長のラリジャニ国会議長など大統領が属する同じ保守派層の中からの批判も強い。

低濃縮ウランの国外搬出案については、「イランの権利

イランの主要核関連施設



モンロー不拡散研究所「イラン特集サイト」及びISIS「ニュークリアイラン」をもとに編集部が作図。

を脅かすもの」として保守派、改革派がともに大統領の「非愛国的行為」を批判する材料に使っている。大統領選で敗れた改革派のムサビ元首相は、アフマディネジャド大統領の強硬な対外姿勢が西側諸国との軋轢を生み、結果として国家利益を阻害してきたとの批判を繰り返す一方、イランの国民や科学者らが進めてきた核技術開発については西側諸国と一切妥協しないという立場をとってきた。信頼回復に繋がる国外搬出合意に反対することは、ムサビ氏らの「国際協調」姿勢とは明らかな矛盾である。しかし、「イランの濃縮活動の権利を認めさせた」とアフマディネジャド大統領がその成果を主張しているなかで、ムサビ氏が反対に回ったことの意味は、今回の合意が現政権の正当性を高め、支持強化に繋がることを恐れた結果と考えられる。

こうした複雑な国内事情を背景に、10月29日になってイランはIAEAに「初期段階」の回答を提出した。その内容は明らかになっていないが、国外搬出を一度ではなく段階的に行う等の要求が含まれていたと伝えられる。西側諸国への不信を表明するイランに対し、米国からはトルコなど近隣国での低濃縮ウラン一時貯蔵などの妥協案が示されたが、イランは同国キッシュ島での貯蔵を主張するなど、両者の溝は埋まっていない。

イスラエルを含めた公正なアプローチを

10月1日合意を受けて一旦は和らいだ「制裁強化」の合唱も、イラン側の強硬姿勢を受けて再び高まってゆくと考えられる。オバマ大統領は、交渉継続の必要性を繰り返す一方、もしイランの義務履行違反が今後も続く場合は、「米国は無期限に交渉を続けるつもりはない。我々は圧力強化に向かって動く用意がある」と制裁の可能性を示唆している¹⁴。また、これまで追加的制裁に否定的であったロシアのメドベージェフ大統領も、11月2日の露スピゲル紙のインタビューで、「もしイラン指導部が非建設的な態度を取るのであれば・・・そのようなシナリオ(注:制裁)を除外するこ

とは誰にもできない」と制裁に同調する姿勢を見せた¹⁵。

一方、25日から開始された新ウラン濃縮施設の査察結果について、エルバラダイ事務局長は、核関連物質の搬入を示す証拠は何もなかったと明らかにした。

本誌がこれまで述べてきたように、制裁の強化でイラン核問題の根本的解決に至ることは不可能である。10月27日に国連総会第一委員会にて採択されたイラン提出の国連総会決議(「1995年及び2000年NPT再検討会議で合意された核軍縮義務のフォローアップ」、文書番号A/C.1/64/L.6)でも謳われているように、イランは長らく「中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯」の設立を求め続けている。イスラエルの非核化を含めた、公正なアプローチが今こそ求められる。(中村桂子) **M**

注

- 過去に採択された国連安保理イラン制裁決議: 1737 (06年12月23日採択)、1747 (07年3月24日採択)、1803 (08年3月3日採択)、1835 (08年9月27日採択)。
- 「イラン・イスラム共和国におけるNPT保障措置協定及び安保理決議1737 (2006)、1747 (2007)、1803 (2008)、1835 (2008) 関連条項の履行」 www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2009/gov2009-55.pdf
- 「ホワイトハウスのウェブ」→「ブリーフィングルーム」→「スピーチ&リマーク」から09年9月25日。
- <http://www.isisnucleariran.org/documents/> の「その他の公式文書」から、「コム濃縮施設発覚に関するQ&A」及び「コム濃縮施設発覚に関する米政府声明」参照。
- 本誌295・6号(08年1月15日号)に抜粋訳と解説。
- 注3の「コム濃縮施設発覚に関するQ&A」。
- ピーター・クレイル、「アームズ・コントロール・トゥデイ」09年10月号。
- 「イラン・イスラム共和国におけるNPT保障措置協定及び安保理決議の関連条項の履行」(2007年5月23日、文書番号GOV/2007/22)
- www.foreignpolicy.com/articles/2009/09/28/what_else_is_iran_hiding
- <http://isis-online.org/isis-reports/category/iran/#2009> から09年11月5日。
- 「ホワイトハウスのウェブ」→「ブリーフィングルーム」→「スピーチ&リマーク」から09年10月1日。
- www.armscontrol.org/act/2009_11/Iran
- ニューヨークタイムズ、09年11月2日。
- 11と同じ。
- http://eng.kremlin.ru/speeches/2009/11/07/1230_type82916_222598.shtml

仏・元高官4氏が 核軍縮声明

自国の核削減の準備も 呼びかける

10月20日、仏有力紙『ル・モンド』に、超党派の元高官4氏による「核軍縮声明」が掲載された。署名者はアラン・ジュペ元首相(共和国連合)、ベルナル・ノーラン元将軍、アラン・リシャル元国防相(社会党)、ミシェル・ロカール元首相(社会党)である。

欧州における元高官の核軍縮声明としては、英国(ハワード元外相ら5氏、08年6月)、イタリア(ダレーマ元首相ら5氏、08年7月)、ドイツ(シュミット元首相ら4氏、09年1月)に次ぐ4ケース目にあたる。

声明で4氏は、NPTに代表される不拡散体制の危機を開關するためには、5核兵器国が「根源的なイニシアチブを發揮し」、「政治的リスクを引き受ける」必要があると強調し、フランスが核保有国として行動するべきであると訴え

ている。

声明には、「オバマ・ビジョン」を受けて拡大しつつある国際的潮流の中で、仏政府の言辞がともすれば国際社会に与えているネガティブな印象を払拭する意図がこめられているように思われる。9月24日の安保理首脳会議において、サルコジ大統領は際立って冷笑的な姿勢を示した。大統領は、北朝鮮、イランを名指しにし、それら拡散国を「制裁する勇氣」がなければ、「いつの日か実現するだろう核兵器のない世界」を信賴するわけにはゆかないと言い切る一方、自国の核軍縮には言及しなかった。これは不十分ながらも核軍縮計画に具体的に言及した、同じ核兵器国の英・ブラウン首相と際立った対比を示すものであった。

4氏声明は、慎重に言葉を選びながら「サルコジ・ビジョン」と一線を画する行動を提起する。眉目は、「時が来たならば」と条件を付けながらも、フランス自身が「核軍縮を自国に波及させる備え」を呼びかけている点である。もちろん、自国の核戦力を抑制的であると評価するなど、核軍縮における「保守性」から、声明もまた自由ではない。しかしその点を差し引いても、声明が仏国内はもとより、欧州と世界に投じた一石は決して小さくない。(田巻一彦) 

一視点一

世界的な核軍縮は 無政府的拡散に対する唯一の回答 (09年10月20日『ル・モンド』)

第二次世界大戦という極限的抗争の中で生まれた核爆弾は、冷戦期における二極間の相互抑止の手段であった。イギリス、フランス、中国もまたそれを取得した。二大国家の戦略的覇権競争の中で、核抑止力は冷戦期において軍事紛争を抑制する役割を果たし、ある部分では冷戦後もその機能は存続した。しかし、世界の深層における二つの変化は、核兵器の未来における役割の再考を我々に迫っている。

第一に、超大国ブロックの解体以後の紛争の多様化によって、抑止メカニズムは以前ほど規定力をもつものではなくなってきた。なぜなら、紛争の多くは、純粋に地域的な動機によるものになった。紛争の当事者たちはグローバルな大国の圧力に対抗しているわけではなく、そこでは核大国の死活的な利益が害されているわけでもない。一方、核兵器国は相互関係において持続可能な協調的政策を選択してきた。グローバルな抗争の唯一の旗手は、原理主義の拡大を目論む非国家主体である。その結果、抑止の戦略の有効性はますます片隅に追いやられた。

第二に、1968年の核不拡散条約(NPT)以来形成された核拡散取極めによって制度化された規制装置は、その実効性を失っている。2、30年前にはNPTは主要国に核兵器を取得せず、もしくは核兵器を否定するよう促し、成功を収めていた。しかし、NPT体制の均衡の基盤となる核兵器国による誓約は履行されなかった。イスラエル、インド、パキスタンは抵抗もなく、「核兵器クラブ」に加わり、険悪な地域的危機の解決がいまだなされていない。核兵器国が自ら署名した

軍縮プロセスにおいてなし遂げたのは限られた前進でしかない。

今、イランや北朝鮮の行動によって確認され強調されている不拡散の失敗は、積年の失敗の帰結である。すなわち、既に容認されてしまった核拡散によって現存する合意の正当性は弱体化され、戦略的敵対国に対する認識を共有する少数国によって築かれた体制の有効性は、新規参入国の登場によって掘り崩されてきた。この現象に伴って体制への熱意は持続し難いものとなった。なぜなら関係する主体が余りにも多く、いずれかの体制が不安定になる可能性があるからである。それゆえ、国際的な安全保障は深刻な危機に立たされている。他の種類の兵器の拡散に対してなしえた成功も、核兵器という最も殺傷力の高い大量破壊兵器の増加によって瓦解してしまうかもしれないということを付け加えておきたい。

こうした観測から導かれる結論は明瞭である。すなわち、平和にとって最も重要なのは拡散防止の成功であり、それはNPTにおける5核兵器国(P5)が緊急でより根源的なイニシアチブを發揮するか否かに懸かっている。P5は軍縮を完遂する計画を主導するプロセスを引き受け、3つの事実上の核兵器国をそこに参加させ、新しい核兵器開発計画をすべて放棄し、主要な地域的危機の克服のためのイニシアチブを強め、政治的リスクを引き受けねばならない。

バラク・オバマ大統領は、いくつかの極めて有望な姿勢を表明した。その最初のものは、4月6日のプラハ演説とドミトリー・メドベージェフ・ロシア大統領との会談であった。重要な戦略転換が行われる可能性があるが、同時に大きな障害も予想される。すなわち、力の象徴として獲得された核兵器に対する米国の政治及び軍首脳の愛着、ロシア、中国の指導者の変心への疑念、イン

ド、パキスタン、イスラエルの地域戦略、そして北朝鮮とイランに核計画を放棄するよう説得することの困難などである。

この議論においてフランスが果たす役割は特別に重要である。すなわち、フランスは伝統的に自主独立の精神を持ち、保有核兵器数の厳格な充分性と確固たる安全確保体制において責任ある姿勢を維持してきた。そしてフランスは兵器の制限及び効果的査察のためのすべてのイニシアチブに忍耐強くかつ建設的に参画してきた。フランスは、他の核兵器国と同じく、信賴に足る核不拡散体制の再建に多大な関心を持っている。フランスが世界に發する平和と正義の政治的メッセージは、自らこれから始まるであろう効果的かつ均衡ある軍縮プロセスにおいて、力強く創造的な役割を担うことを求めている。このプロセスは、ヨーロッパの同盟国を含め、地球上の多くの人々が求めているものである。

本宣言に署名した我々は、この分野における経験に立って、フランスが軍縮プロセスを成功させることを誓約し、その論理的帰結として、時がきたならば軍縮を自国の核能力にも波及させるという断固たる決意を確認することを願う。フランスは、2010年に行われる5年に1度のNPT再検討会議を契機として民主主義の下で必要な議論を開始し、来たる交渉開始の日のために積極的に備えるべきである。

アラン・ジュペ(元首相、共和国連合)
ベルナル・ノーラン(将軍、元空軍戦闘軍司令官)
アラン・リシャル(元国防相、社会党)
ミシェル・ロカール(元首相、社会党)

(訳渡邊浩一、ピースデポ。原文はフランス語。仏「核軍縮のための市民行動」(ACDN)による英訳を訳出)

沖縄米軍の射爆場火災 気象による使用弾規制を恒常的に無視 防衛局へ情報制限も

「さい塾」 記者会見

沖縄米軍中部訓練場における原野火災に関して、米国情報公開法により入手した米海兵隊内部文書によって新事実が明らかになった。最近の射爆場火災の内の約半数が、米軍が火災防止対策として設定している規制を無視した訓練によって引き起こされていた。また、米側は火災時の訓練部隊や使用武器の種類などを日本側に知らせない指示を与えていることも明らかになった。「さい塾」が11月5日に東京で記者会見し発表した。

中部訓練場の原野火災

沖縄県の「中部訓練場」¹は沖縄本島中部から北部にかけて存在するキャンプ・ハンセンとキャンプ・シュワブにまたがる広大な米軍演習場である(地図参照)。中部訓練場では、現在でも在沖米軍の大規模な実弾射撃訓練が行われており、射撃された実弾が着弾地内の雑草に引火することにより発生する原野火災は大きな問題の一つとなっている。沖縄県の統計によると、1972年の本土復帰以来、米軍施設内で発生した原野火災は511件に上る。最近の10年間でも中部訓練場では107回の山火事が発生しており、年平均にすると11回となる。射爆場火災はたえず基地外への延焼の危険をはらみ、住民の安全を直接的に脅かす。水源涵養林の消失や赤土流出などの環境への被害も無視できない。そして根本的には、豊かな緑の大地が外国軍隊の軍事訓練のために傷め続けられることが持つ、人間的・文化的な悪影響を考えなければならない。

情報請求と開示

火災の件数は一向に減る気配を見せていない。それどころか、2007年に20件、2008年に18件、そして今年も既に13件と増加傾向にある。この背景には訓練の過密化があると指摘されているが、実態は決して明らかではない。実弾射撃訓練を行う部隊や兵器の種類、米軍の再発防止策や消火体制など、ほとんど明らかになっていない。

こうしたなかで、「さい塾」(主宰:梅林宏道。ピースデポのプロジェクト)では、射爆場原野火災の実態調査に取り組んだ。2008年5月、新田哲史(セイピースプロジェクト)が米海兵隊基地キャンプ・パトラーに対して以下の内容の情報公開請求を行った。

請求内容:沖縄海兵隊基地で1990年から2007年に発生した山火事に関するすべての文書。以下のものを含む。①山火事の日付、燃焼時間、規模、被害、消火過程の記録、②山火事の発生頻度がわかる統計、③山火事とその原因に関する調査報告、④山火事防止策

請求に対し、2008年9月30日(10月3日受領)に107枚の文書、09年3月2日付(3月31日受領)に13枚の文書が公開された。計120ページの文書は16種類の文書から成る。

海兵隊は火災条件を設定

今回入手した文書のうち、「実施上の危機管理——射爆場火災」と題する文書において、射爆訓練による火災を軽減するために、海兵隊が2000年に気象条件を考慮した「火災条件」(Fire Condition)を設定し、その条件ごとに訓練に使用が許される弾の種類に関する指針を作成していたこ

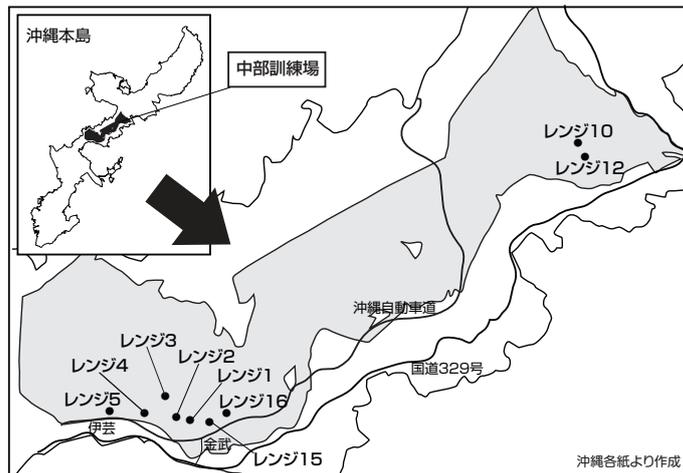
とが明らかになった。資料1に全訳する(6ページ)。これは、初めて明らかになった重要な事実である。これによると、訓練の日の早朝、射爆場管理官が天気予報と過去24時間の降雨量の情報を得て、その日の「火災条件」を設定する。火災条件は3段階あり、もっとも乾燥した状態が「火災条件Ⅰ」(規制)、次に乾燥した状態が「火災条件Ⅱ」(制限)、もっとも乾燥度が低い状態が「火災条件Ⅲ」(無制限)とされている。条件Ⅲの日から5ミリ以上の降雨の無い日が4日続くと火災条件Ⅱが設定され、Ⅱの日が4日続くと火災条件Ⅰになる。5ミリ以上の降雨があると条件が1段階緩められる。

条件Ⅰでは基本的に訓練は許されないが、例外的な場合にのみ、十分な消火体制のもとに普通弾と榴弾を使用した訓練が許可される。条件Ⅱでは、普通弾、榴弾、発煙弾(条件付き)の訓練が許される。条件Ⅲでは特に制限はない。この指針によると、発火性の高い曳光弾や照明弾の使用が許されるのは、火災条件Ⅲの時だけである。

火災条件の無視

今回、1997年から2007年までの11年間の射爆場火災を網羅した詳細な一覧表が公開された。表には、火災年月日、場所、焼失面積、消火ヘリコプター出動の有無、部隊、兵器などの注、風向・風速などが記されているが、注目すべきは2002年から上記の「火災条件」が記入されていることである。これに基づき、02年~07年の6年間における火災条件ごとの火災発生件数を表にした。これにより、射爆場火災の一定の実態分析が可能になった。(資料2、3)²

表によると、火災条件Ⅰでの火災発生件数が最も多く34件であり、全体の約55%を占める。また06年、07年においては、火災はすべて火災条件Ⅰのときに発生している。条件Ⅰにおける訓練は基本的に制限されていることを考



【資料1】

**実施上の危機管理——射爆場火災
(Operational Risk Management—
Range Fires)**

中部訓練場の射爆場管理官（レンジ管理官）(RCO=Range Control Officer)は、火災条件を設定するために、日課として次の手順を踏んでいる。

- 午前6時45分に射爆場管理官が到着し、天気予報と過去24時間の降雨量について情報を得る。この情報は嘉手納空軍基地の気象局から得る。
- 射爆場管理官は、天候状況、降雨量、射爆場の現状に基づいて、その日の火災条件を設定する。
- 射爆場管理官は火災条件に基づいて、部隊訓練に対して追加的な制限や規制を定める。
- 射爆場管理官は、この情報を中部訓練場のすべての訓練部隊に伝える。
- 射爆場監視員(Range Warden)は、実弾射撃訓練の実施前に行われる現地説明の間に、火災条件に関してすべての部隊に説明する。
- 射爆場監視員は、訓練している部隊が、火

災条件から来る制限を含めて射爆場管理規則を確実に遵守するよう訓練の実施を監督する。

●射爆場管理官は、追加的な監視や注意が必要な状況においては、必ず射爆・訓練場監督官(Range and Training Area Manager)と協議する。

**火災条件
(Fire Condition)**

海兵隊基地キャンプ・バトラーにおける火災条件には3つの条件規定に分類される。これらの条件規定は、過去24時間における降雨量と発射される弾に基づく火災発生の危険を反映したものである。火災条件は一つの指針として用いられる。射爆場管理官と射爆・訓練場監督官は、危機管理のため、以下の指標とは別に定期的に火災条件を調節するものとする。

火災条件Ⅲ（無制限）

火災条件Ⅲは、火災条件Ⅱにあった射爆場が、過去24時間以内に0.20インチ（約5ミリメートル）の降雨を受けたときに設定される。発射できる弾に対する規制はない。

火災条件Ⅱ（制限）

火災条件Ⅱは、火災条件Ⅲにおいて4日間降雨のない日が続いた後に設定される。この段階は、3日間、あるいは0.20インチの雨が降るまで続く。普通弾(ball)と榴弾(HE)だけ(許可される)。発煙弾(smoke)の使用は障害物のない区域で認められる。発煙弾の使用は、缶入りのもので、消火装置を用意し、発煙弾が消えるまで監視員が付いているときのみ使用する。

火災条件Ⅰ（規制）

火災条件Ⅱにおいて4日間降雨のない日が続いた後に、火災条件は火災条件Ⅰに引き上げられる。許可される弾は、普通弾と40ミリ演習/対人砲及び迫撃砲の榴弾のみである。0.20インチの降雨と射爆場管理官の許可により、火災条件Ⅱへと戻る。

射撃場で唯一許可される射爆は、大砲や迫撃砲の増加配備を考慮するためである。そしてこれは、すべての消火体制を整えた下士官幹部の直接の監督のもと行われる。

どのような兵器規制が適用されるかの最終決定は、射爆される弾が何か、最近の火災、降雨などを考慮した上で、射爆場管理官と区域管理官が行う。(訳：筆者)

【資料2】火災条件と火災件数

(括弧内は明確に指針違反の件数)

	合計 (件)	火災条件 I	火災条件 II	火災条件 III	不明
2002年	12(5)	3(2)	8(3)	1	0
2003年	10	0	4	4	2
2004年	7(1)	1(1)	2	4	0
2005年	7(2)	4(2)	0	3	0
2006年	6(4)	6(4)	0	0	0
2007年	20(14)	20(14)	0	0	0
合計	62(26)	34(23)	14(3)	12	2

えると、これら全てが指針に反した訓練を強行した結果の火災であるということもできる。それに火災条件Ⅱでは許されない曳光弾による3件の火災を加えると37件(約60%)の火災は、指針に従わなかった結果起こったと言える。

ただ、火災条件Ⅰで起こった火災の中にも、指針にあるように例外的に訓練が許されていたケースがあるかもしれない。その可能性を排除して、明確に指針違反(火災条件Ⅰ、Ⅱにおける曳光弾使用など)の場合を取り出した数字が、表の括弧内の数字である。これによると、62件の内26件(42%)が、明確な指針違反の訓練で発生した火災となる。また、弾の種類ごとに指針違反による火災件数を整理すると(資料3)²、26件のうち約80%が、曳光弾が指針違反で訓練されていた場合であることが分かる。指針がまったく空文化している実態が明白になった。

「日本政府に出すな」と指示

米軍は日本側に火災の原因となった部隊や武器に関する情報を与えないという方針でいることが、文書の中で新たに暴露された。その文書とは「2005射爆場火災データシート」である。この文書は05年4月4日に発生し3日間続いたキャンプ・ハンセン射爆場における大火災の一部始終を様式にした

がって記載したものである。様式の「手順2」において、沖縄防衛施設局への連絡時刻を記載する欄があるが、その注意書きに次のように書かれている。

「沖縄防衛局には火災を起こした部隊や武器の型を知らせない。火災が鎮火し、地理情報システム(GIS)が入手できるまでは、沖縄防衛局に火災の大きさの情報を与えない。沖縄防衛局には、電話を掛けてくるな、火災の現状について1時間ごとにこちらから電話する、と伝えること。」

上述のように、米軍は自ら設定した指針を恒常的に破り、原野火災を頻発させてきた。その上、火災の原因究明と防火対策に必要な不可欠な訓練内容や弾の種類情報を日本側に与えないというのである。これは、日本政府や自治体から現状改善の対策を考える手段を奪うことを示している。頻発する射爆場火災の実態は、現在の在日米軍の地位協定が米軍の基地運用上のフリーハンドを与えている現状を示し、その改善の必要性を示している。安全や環境問題に対する日本の調査権を明記するような地位協定改訂が求められる。(新田哲史、梅林宏道) ㉓

注
1 中部訓練場:Central Training Area (CTA)
2 表についての詳しい説明は、「さい塾」ウェブサイト参照。
<http://www.saijuku.jp>

【資料3】弾の種類と火災件数(括弧内は明確に指針違反の件数)

	合計	普通弾	曳光弾	榴弾	照明弾	発煙弾	爆破 作業	その他		不明
								SMAWS ポットラ イフル弾	その他	
2002年	12(5)	2(1)	4(3)	2(1)	1	0	0	0	3	0
2003年	10	2	4	1	0	0	2	0	0	1
2004年	7(1)	1	3(1)	2	0	1	0	0	0	0
2005年	7(2)	0	4(2)	0	1	0	0	0	1	1
2006年	6(4)	0	3(3)	1	0	1(1)	0	0	0	1
2007年	20(14)	4(1)	12(12)	3(1)	0	0	1	0	0	0
合計	62(26)	9(2)	30(21)	9(2)	2	2(1)	3	0	4	3

核兵器廃絶とオリンピック

発端は10月11日だった。広島、長崎の両市長が共同記者会見をし、2020年の夏季オリンピック招致を公表したのだ。地元議会にも事前の協議のない「唐突な」発表だったという。

両市長は平和市長会議の会長、副会長の立場にあり、今年8月、長崎市で開かれた平和市長会議総会で「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を採択させたばかりであった。議定書では、2020年までに核兵器廃絶を達成させることがうたわれていた。オリンピック開催の意義はその仮定の上にとって、それを祝うために世界の人々を集めて平和の祭典を開こうというのである。

ふつう一般の人が聞けば、両被爆都市でオリンピックを開くとは夢があつていい話じゃないか、とたぶん賛成する人が多いだろうと思う。事実、毎日新聞が10月17、18日に実施した世論調査でも、64%の人が賛成で、反対は13%に過ぎなかった。だが本当にそうした外面的な華やかさのみでこの問題を受け取っていいものであろうか。少なくとも核兵器廃絶運動と地道に取り組んできた立場の人間からすれば、そこには夢よりも以前に極めて厳しい現実があることから目を外らすわけにはいかない。

なるほどオバマ大統領の登場によって、ブッシュ政権時代には八方塞がりだった核兵器廃絶への道が、にわかには明るい光によって照らし出されてきたのは事実である。4月5日のプラハ演説は、格調高く世界の人々に希望と期待を与えてもくれた。米国内では冷やかに迎えられたノーベル平和賞の受賞であったが、被爆国日本では多くの人たちが祝福をもって受け止めた。理念だけが先行していると批判されようと、オバマさんならきっと核兵器廃絶を実現してくれるに違いない、そうしたがるような思いの被爆者は決して少なくないはずだ。

しかし冷静に考えれば、オバマ氏が2期の

大統領在任を全うできたとしても8年間である。まして米国内の経済悪化、医療保険制度改革やアフガン増派をめぐる国民の反発や共和党の巻き返しなどを考えれば、そう思いたくはないが、最悪4年間という任期の可能性も排除できないのだ。そのいずれの場合にせよ、世界の平和と核兵器廃絶を願う人たちが全力を傾注して協力し、本気で努力を重ねなければその後の保証はまだ何もないのに等しい。曲がりなりにも核軍縮への姿勢を見せつつあったクリントン政権の政策が、ブッシュ政権の登場によっていとも簡単に覆された悪夢を、再び見るはずはないと誰が断言できるだろうか。

従ってそうさせないためには、4年ないし8年のうちに何としても後戻りさせないだけの、核兵器廃絶に向けた確固とした道筋と合意を取り付けることが必須の条件となってくる。せめてそうでなければ多くの年老いた被爆者にとっては、死んでも死にきれない気持ちであろう。折も折、商業主義に染まったIOCに対して、2つの都市開催のための規約改正を求め、IOCの定めた基準をクリアさせるための会場や施設の新設や改修、さらに莫大な資金を使つての誘致活動など、どれを取っても片手間にはできないエネルギーと時間を費やすものばかりである。両都市の労力や財力を動員しようとするほど、被爆都市のほんらいの使命である核兵器廃絶への取り組みに大きな阻害要因となることは疑いない。

そんな余裕があるのなら、たとえば核兵器国を含む主要国首脳を集めた核軍縮サミットや、核軍縮議員ネットワーク加盟国による国際会議の被爆地誘致など、いくらでも実質的な活動にこそ回すべきではないか。一刻も早く、両市長がオリンピックの招致から撤退する勇気と決断を下されるよう、心から願うものである。



特別連載エッセー●42

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

日誌

2009.10.21~11.5

作成 塚田晋一郎

ASEAN = 東南アジア諸国連合 / CTBT = 包括的核実験禁止条約 / IAEA = 国際原子力機関 / ICNND = 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 / LEU = 低濃縮ウラン / MD = ミサイル防衛 / MOX = ウラン・プルトニウム混合酸化物 / NATO = 北大西洋条約機構 / NNSA = 米核安全保障局 / NPR = (米)核態勢見直し

- 10月21日 ゲーツ米国防長官、北沢防衛相との会談で、日米共同開発の迎撃ミサイルの欧州への供与のため、輸出規制緩和を求める。
- 10月21日 IAEAの仲介による米露仏とイランの協議(19日～)。IAEA、イランのLEUを露、仏で濃縮・加工する草案を提示。(本号参照)
- 10月21日 米とイスラエル、MD合同演習を開始(～11月5日)。約2000人が参加。
- 10月21日 ポーランドのトウスク首相、バイデン米副大統領との会談後、米の新たな東欧MD計画へ参加する用意があると表明。
- 10月21日 さいたま地裁で、原爆症認定埼玉訴訟の第15回口頭弁論。原告遺族が意見陳述後、訴えを取り下げ、3年半に及ぶ訴訟が終結。
- 10月22日 ゲーツ米国防長官とキム・テヨン韓国国防相、米韓定例安保協議。米拡大抑止の韓国への提供を確認する共同声明を発表。
- 10月22日付 イスラエル紙ハーレッツ、9月末、イスラエルとイランの政府代表がカイロでのICNND中東会合で意見交換したと報じる。
- 10月23日 NATO国防相会議、スロバキアのブラチスラバで開催。米の欧州MD計画を議論。
- 10月23日 バイデン米副大統領とチェコのフィセル首相が会談。米の新東欧MD計画に、チェコも参加することで合意。
- 10月23日 マレン米統合参謀本部議長、都内の米大使館で記者会見。核兵器の先制不使用は受け入れられないとの考えを示す。
- 10月23日 ICNNDの川口共同議長、報告書の行動計画で目指す核削減目標を、「2025年までに2000発以下」とすることを明らかに。
- 10月24日 ドイツ次期政権のキリスト教民主・社会同盟と自由民主党、連立協定に合意。米のドイツ配備核の撤去要求を盛り込む。
- 10月24日 ASEANプラス3(日中韓)首脳会議、タイのフアヒンで開催。6か国協議早期再開

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoo.com.jp にメールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

第4回「核兵器廃絶——地球市民集会ナガサキ」 2010年2月6日(土)～8日(月)



会場:長崎原爆資料館ホール、平和会館ホール他
主催:核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会
(市民・長崎県・長崎市・財団法人長崎平和推進協会)

<参加登録のしかた>

- ・登録費:3000円/1名(傍聴のみは無料)
- ・申し込み方法:所定の振込用紙に必要事項を記入の上、郵便局で。
公式HP (<http://www.ngo-nagasaki.org/>)からダウンロードできます。

●お問合せ:核兵器廃絶地球市民集会実行委員会

TEL:095-844-6955、FAX:095-844-6910
E-mail:global_nagasaki@yahoo.co.jp

- と北朝鮮の安保理決議順守を求める議長声明。
- 10月24日 鳩山首相とシン印首相、タイのフアヒンで会談。鳩山首相、印のCTBT早期批准を要請。シン首相、原発の技術協力を求める。
- 10月25日 IAEA、イラン中部コム近郊で建設中のウラン濃縮施設の査察を開始。(本号参照)
- 10月26日 韓国聯合ニュース、北朝鮮の西岸に、ムスダンリ基地の3倍規模のミサイル基地が完成した可能性があると報じる。
- 10月27日 ダガスティエーノNNSA局長、策定中のNPRに関し、日本への「核の傘」を損なわないよう、日本政府と調整する考えを表明。
- 10月28日 防衛省、米ハワイ沖で、海自イージス艦の迎撃ミサイル(SM3)による模擬ミサイル迎撃実験に成功と発表。
- 10月29日 国連総会第1委員会、日本の核廃絶決議を賛成170(過去最多)、反対2、棄権8で採択。共同提案国数も87で過去最多。
- 10月29日 イランのアフマディネジャド大統領、LEU国外輸送するIAEA草案について段階的に実施することで同意。国営イラン放送。
- 10月30日 鳩山内閣、北朝鮮船舶貨物検査特別措置法案を閣議決定、国会へ提出。
- 11月1日 聯合ニュース、米韓は体制崩壊などの北朝鮮有事に備え「作戦計画5029」を完成させたと報じる。韓国合同参謀本部は否定。
- 11月3日 北朝鮮、約8000本の使用済み核燃料棒からプルトニウム抽出を完了したと発表。
- 11月3日 ウェスターウェレ独外相とベルギーのルテルム外相、米のNATO配備核撤去で米やNATO加盟国と協議する方針で合意。
- 11月4日 エルバラダイIAEA事務局長、イランが核兵器開発を目指しているとの具体的な証拠はないと述べる。

- 11月5日 MOX燃料を使用した国内初のプルサーマル、九州電力の玄海原発で始動。
沖縄
- 10月21日 ゲーツ米国防長官が鳩山首相、北沢防衛相とそれぞれ会談。普天間移設は「(前政権の)日米合意が唯一の道」と述べる。
- 10月23日 マレン米統合参謀本部議長、防衛省で北沢防衛相、外務省で岡田外相と会談。普天間移設の合意通り実施の重要性を指摘。
- 10月23日 岡田外相、普天間基地の「県外移転は考えられない状況だ」と述べ、嘉手納基地への統合案を検討する考えを示す。
- 10月25日付 守屋元防衛事務次官、自民党政権下の日米交渉で北海道苫小牧への普天間移設の可能性が議論されたことを明らかに。
- 10月28日 嘉手納町議会、岡田外相の普天間嘉手納統合の発言撤回を求める意見書を可決。
- 10月30日 県選出・出身衆参国会議員の「うるの会」、北沢防衛相と国会内で面談し、普天間の移設先として硫黄島を提案。
- 10月31日・11月1日 琉球新報・毎日新聞合同県民世論調査。69・7%が鳩山首相に普天間の県外・国外移設を求める。辺野古移設は67・0%が反対。嘉手納への統合は71・8%が反対。
- 11月2日 鳩山首相、普天間移設について、県民の意向を踏まえ米と交渉すると述べる。
- 11月4日 キャンプ・シュワブのレンジ10付近で山火事発生。実弾射撃訓練が原因。
- 11月5日 02年-07年の中部訓練場の原野火災の約4割が、米海兵隊の訓練指針違反による発生であったと明らかに。(本号参照)

今号の略語

IAEA=国際原子力機関
IOC=国際オリンピック委員会
NIE=(米)国家情報評価
NPT=核不拡散条約
TRR=テヘラン研究所

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局<office@peacedepot.org>、梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@com.home.ne.jp>
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」:会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、鄭美香、塚田夢笙、津留佐和子、中村和子、若山美知子、渡邊浩一、梅林宏道